

Q & A

Q1 大切な財産である自動車を使えなくしてしまうことは、財産権の侵害に当たるのではないのでしょうか？

A1 財産権は絶対不可侵のものではなく、公共の福祉の見地から合理的な範囲内で制限を加えることは許されています。自動車NO_x・PM法に基づく車種規制は、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準である環境基準を確保するために、従来からの対策だけでは環境基準を確保することができない地域に限って行われるもので、しかも、平均使用年数を参考に適用猶予期間を設定し、負担が過度に大きくならないように配慮して実施されている規制です。

Q2 対策地域外のトラックが、車種規制が開始されてからも対策地域内を走行するのは不公平ではないのでしょうか？

A2 自動車NO_x・PM法の対策地域については、自動車交通が集中しており、従来の自動車排出ガス規制のみでは、二酸化窒素等の環境基準の確保が困難な地域について、地域としての一体性等も勘案し、関係する都府県の意見も聞いて指定しているものです。

使用の本拠が対策地域外にあるものまで車種規制を及ぼすことは過剰規制になるおそれがあり適当でないと考えられます。

加えて、対策地域外の地域から流入してくる車を規制するためには、数多くの道路を常に監視しなければならず、人手と費用の負担が大きすぎることから、規制の対象とはしておりません。

Q3 使用過程車に後付けの装置を取り付けてNO_x・PM両方を除去し、排出基準に適合させることはできるのでしょうか？

A3 国土交通大臣が行なうNO_x・PM低減装置性能評価制度において、優良と評価された装置を装着した使用過程車については、排出基準に適合したものと判定されます。ただし、車種等により装着できる装置の有無がありますので、注意が必要です。

Q4 自動車NO_x・PM法による規制のほかに、条例による規制もあるようですが、どうなっているのでしょうか。

A4 自動車NO_x・PM法のほかにも、自治体によっては、独自の規制を条例で定めている場合があります。こうした場合には、自動車NO_x・PM法のほかに条例も適用されることとなりますのでご注意ください。条例の詳細については、それぞれの自治体にお問い合わせください。

Q5 新車に対する排出ガスの規制が強化されると、自動車NO_x・PM法の車種規制も強化されるのでしょうか。

A5 自動車NO_x・PM法の車種規制は、新車に対する排出ガス規制とは異なります。したがって、新車に対する排出ガスの規制が強化されることで、自動車NO_x・PM法の規制も同時に強化されるということはありません。